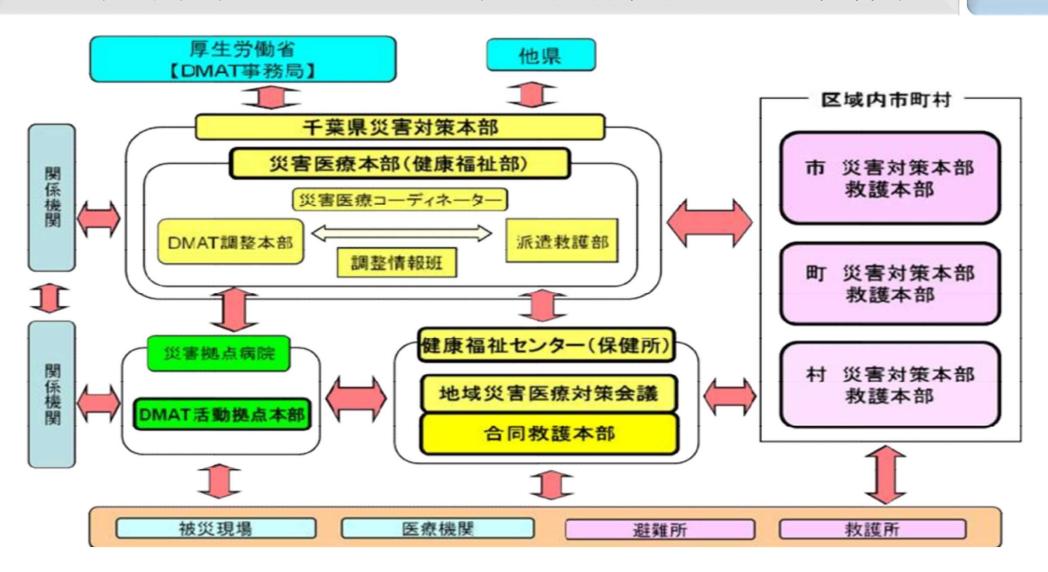
課題及び今後の方針

課(班)名 総務企画課

項目	災害医療対策について
現 状	管内あるいは近隣で大規模災害が発生し、管内の医療機関における被害が想定され広域的な医療救護活動の調整が必要な場合には、公立長生病院に長生地域合同救護本部を設置(発災後72時間)し、活動(詳細な活動内容は下記1のとおり)を行う。平成30年度における災害医療対策における当センターの訓練及び会議等は、下記2のとおりである。 1 本部における活動内容及び関係機関との連絡体制(資料1、資料2)・管内医療機関の被災状況及び医療ニーズの収集、分析(広域医療救護システム(EMIS))・管内市町村、医療機関との連絡調整・災害医療派遣チーム(DMAT)の要請及び医療チームの配置、調整・県災害医療本部への報告及び支援要請・その他合同救護本部長が必要と認める医療救護活動に関すること 2 平成30年度における災害医療対策における活動内容
	 ・平成30年10月19日(金)長生地域合同災害医療訓練(合同救護本部立上訓練)の実施。 ・平成31年2月25日(月)平成30年度長生地域災害医療対策会議の開催
問題点	1 平成30年度の訓練では、当センターと管内市町村との情報伝達がスムーズに行われず、合同救護本部運営にまで踏み込んだ訓練を実施出来ていない。 2 公立長生病院では合同救護本部だけでなく、広域医療救護所が設置される。ただ、災害発生後の病院周辺道路は、かなりの混雑が予想され、当センター職員が参集出来ない可能性がある。また、病院内ではパソコン、衛星電話等の情報機器も不足しており、合同救護本部設置後の運営に課題がある。
今後の方針	1 管内関係機関と合同救護本部に関する訓練を継続して行い、当センター職員が災害発生時に迅速に対応できる体制づくりを行う。 2 本年度の訓練については、長生病院が使用できない場合を想定し、当センターにて合同救護本部運営訓練を行い、訓練にあたっては外部機関に講師派遣を依頼し、本部運営の問題点について検証を行う。 3 訓練等の結果を踏まえ、実災害に対応できるようにマニュアル等の改訂等を行い、長生地域災害医療対策会議を通じて、関係機関へ周知を図る。

長生健康福祉センターの組織と関係機関との連絡体制

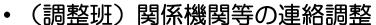


長生健康福祉センターの組織と関係機関との連絡体制

千葉県災害対策本部・災害医療本部



長生健康福祉センター(合同救護本部)





- (救護班) 救護活動の実施
- (支援班) 合同救護本部の活動維持
- *センター職員を班分けし、活動を行う。



管内市町村(災害対策本部)



災

害

拠

点

病

院



2

等

課題及び今後の方針

健康生活支援課

項 Ħ

第32回オリンピック競技大会(2020/東京)における食中毒予防対策

第32回オリンピック競技大会(2020/東京)(以下、「東京五輪」という)における サーフィン競技大会が釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ(長生郡一宮町)で開催される。 当該競技大会は 2020 年 7 月 26 日から 7 月 29 日にかけて行われ、世界中の国と地域 から政府要人、選手団、観戦・観光客及びメディア関係者が管内を訪れることとなる。 「2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉県戦略」では、本県を訪れる 人が安心して滞在できるよう食品衛生対策を推進することとされており、食品の安全 性を確保するため、万全の準備と対策が不可欠である。

経

渦

国内でオリンピック競技大会が開催されることを契機とし、国では食品衛生管理の 向上を図るため、食品衛生法の一部を改正し、HACCP の制度化を決定した。HACCP 制 度化の開始時期は東京五輪の開催前である 2020 年 6 月頃が見込まれており、大会開 催までには確実に HACCP が導入されるよう事業者への支援を行う必要がある。

※HACCP (ハサップ) とは

食品の製造・調理の各工程(原材料の受入から最終製品の出荷(提供))にどんな危害(微生物 による汚染や異物の混入など)が潜んでいるのかを分析し、その発生を防ぐための重要な工程を 重点的に監視し、記録することにより、安全な食品を作るための食品衛生管理方法。

(千葉県作成リーフレットから)

間

題

1. 意図的な毒物混入等への対策

- 2. 競技会場付近の路上等において営業が予想される屋台や移動営業車への監視指導
- 3. HACCP による衛生管理の導入推進

点

4. 食中毒等事故発生時に備えた調査体制の確保

今 後

 \mathcal{O}

方

針

- 1. 事業者に対し、意図的な毒物混入等への対策(フードディフェンス)の考え方を 周知するとともに、健康被害につながる恐れが否定できない情報を探知した場合 は、ただちに保健所に報告するよう指導する。
- 2. 食中毒事故等が発生した際、迅速な被害拡大防止策がとれるよう、競技会場付近 の路上等において営業が予想される屋台や移動営業車等の営業施設を事前に把握 する。また、競技大会の前後期間を含め、重点的に監視指導を行う。
- 3.食品等関連事業者において、HACCP の理解が進んでいない現状があることから、 衛生講習会や相談会を実施すること等により、更なる周知徹底を図る。
- 4. 近隣保健所との応援協力体制を構築し、食中毒等の事故発生時に備える。